



知的財産侵害物品 取締強化期間

平成30年5月28日(月)～6月1日(金)

神戸税関では、平成30年5月28日(月)～6月1日(金)の間を「知的財産侵害物品取締強化期間」と定め、知的財産侵害物品に対する水際取締りを強化することとしております。

知的財産侵害物品の輸出入に関する情報がありましたら、是非ご一報いただきますようお願いいたします。

神戸税関業務部(078-333-3156)

《税関で輸入を差し止めた侵害物品の例》

イヤホン
(意匠権)



インクカートリッジ(特許権)



衣類
(著作権)



釣り糸
(商標権)